

## 開発行為許可等申請手数料

平成21年4月1日

### 1 開発行為許可申請手数料(法第29条第1項)

開発区域の面積 (ヘクタール)	予定建築物等が自己の居住の 用に供されるもの (自己居住用)	予定建築物等が自己の業務の 用に供されるもの (自己業務用)	その他 (非自己用)
0.1未満	9,100円	14,000円	91,000円
0.1以上 0.3未満	23,000円	32,000円	140,000円
0.3以上 0.6未満	45,000円	68,000円	200,000円
0.6以上 1.0未満	89,000円	125,000円	280,000円
1.0以上 3.0未満	135,000円	210,000円	420,000円
3.0以上 6.0未満	180,000円	280,000円	550,000円
6.0以上 10.0未満	230,000円	360,000円	710,000円
10.0以上	320,000円	510,000円	930,000円

### 2 開発行為変更許可申請手数料(法第35条の2第1項)

変更理由		手数料
(1) 設計変更	開発区域の面積に応じ開発行為許可申請手数料 に規定する額の1/10	(1)、(2)、(3)の額の合算額(た だし930,000円を超えない範 囲とする)
(2) 新たな土地開発区域への編入による変更 (法第30条第1項第1号～第4号)	新たに編入される面積に応じ開発行為許可申請 手数料に規定する額	
(3) その他の変更 (用途、資金計画、工事施工者の変更)	10,500円	

### 3 市街化調整区域における建築物の特例許可申請手数料(法第41条第2項、法第35条の2第4項)

手数料	48,000円
-----	---------

### 4 予定建築物以外の建築等許可申請手数料(法第42条第1項)

手数料	27,000円
-----	---------

### 5 建築行為等許可申請手数料(法第43条第1項)

敷地の面積 (ヘクタール)	手数料
0.1未満	7,100円
0.1以上 0.3未満	19,000円
0.3以上 0.6未満	42,000円
0.6以上 1.0未満	74,000円
1.0以上	107,000円

### 6 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料(法第45条)

承認申請の種類	手数料
自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの (開発区域の面積: 1ヘクタール未満)	1,800円
自己の業務の用に供するもの (開発区域の面積: 1ヘクタール以上)	2,900円
その他のもの	18,000円

### 7 開発登録簿の写しの交付申請手数料(法第47条第5項)

一枚につき	520円
-------	------

### 8 適合証明書の交付申請手数料(都市計画法施行規則第60条)

手数料	6,400円
-----	--------